

情書(愛媛県町村会長藤室満義)(第四九八号)
中小企業退職金共済法案に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第五〇五号)

酒害対策事業推進に関する陳情書(東京都千代田区神田錦町一の六酒害防止対策審議会代表清瀬一郎)(第五二二号)

結核医療費国庫負担増額等に関する陳情書(門司市議会議長末松喜)(第五三〇号)

石炭鉱業合理化臨時措置法による炭鉱買上げに伴う離職者対策に関する陳情書(東京都文京区関口町一七七全国鉱業市町村連合会長坂田九十九)(第五三二号)

戦没者遺族年金支給に関する陳情書(山口県熊毛郡上関町長嶋末富貴雄)(第五三三号)

職没者遺族の処遇等に関する陳情書(山口県玖珂郡錦町須川玖珂遺族連合会長斎藤天)(第五四一号)

母子福祉予算増額等に関する陳情書(盛岡市六日町松坂タケ)(第五七〇号)

社会保険の総合的対策樹立に関する陳情書(大阪市北区中之島二の二五関西経営者協会長松原与三松)(第五七一号)

戦没者遺族の扶助範囲拡大等に関する陳情書(山口県玖珂郡錦町高根遺族会長山本昌需)(第五七五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八四号)

中小企業退職金共済法案(内閣提出第一一六号)

○大評委員長代理 これより会議を開きます。

去る二月二十六日付付託になりました船員保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。坂田厚生大臣。

を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
国庫ハ毎会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ総額ノ四分ノ三ニ相当スル額ヲ徴収シタル保険料ノ総額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラレベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ総額ノ三分ノ一ニ相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ総額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラレベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条第五項を次のように改める。
前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲナキモノニ付テハ千分ノ百五十八

三 第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十条第一項第一号中「百六十分ノ五十一・五」を「百六十分ノ五十二・五」に、「百六十六分

ノ百十四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十八分ノ四十七」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十八分ノ百十一」に改める。

(失業保険法の一部改正)
第二条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
国庫ハ、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。この場合において、その計算及び負担は、第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業及び同条の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に区分して行うものとする。

第三十条第一項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第二項を削る。
第三十八条の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。
第三十八条の十一第三項中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。
第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第三条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。
第二十八条の二を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)
第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条の表を次のように改める。

| 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 |
|--------|--------|-------------------|
| 第一級 | 三,000円 | 三,500円未満 |
| 第二級 | 四,000円 | 三,500円以上 四,500円未満 |
| 第三級 | 五,000円 | 四,500円以上 五,500円未満 |
| 第四級 | 六,000円 | 五,500円以上 六,500円未満 |
| 第五級 | 七,000円 | 六,500円以上 七,500円未満 |

| | | | |
|------|---------|-----------|-----------|
| 第六級 | 八、〇〇〇円 | 七、五〇〇円以上 | 八、五〇〇円未満 |
| 第七級 | 九、〇〇〇円 | 八、五〇〇円以上 | 九、五〇〇円未満 |
| 第八級 | 一〇、〇〇〇円 | 九、五〇〇円以上 | 一〇、〇〇〇円未満 |
| 第九級 | 一一、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円以上 | 一一、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 一二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円以上 | 一二、〇〇〇円未満 |
| 第一級 | 一六、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円以上 | 一七、〇〇〇円未満 |
| 第一二級 | 一八、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円以上 | 一九、〇〇〇円未満 |
| 第一三級 | 二〇、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円以上 | 二一、〇〇〇円未満 |
| 第一四級 | 二二、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円以上 | 二三、〇〇〇円未満 |
| 第一五級 | 二四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円以上 | 二五、〇〇〇円未満 |
| 第一六級 | 二六、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円以上 | 二七、〇〇〇円未満 |
| 第一七級 | 二八、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円以上 | 二九、〇〇〇円未満 |
| 第一八級 | 三〇、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円以上 | 三一、〇〇〇円未満 |
| 第一九級 | 三二、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円以上 | 三三、〇〇〇円未満 |
| 第二〇級 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円以上 | 三六、〇〇〇円以上 |

第二十八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。
 第二十九条第一項中「前条の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。
 第三十四条第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。
 第八十一条第五項を次のように改める。
 5 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。
 一 第一種被保険者について

は、千分の三十五
 二 第二種被保険者について
 は千分の三十
 三 第三種被保険者について
 は千分の四十二
 四 第四種被保険者について
 は千分の三十五
 附則
 (施行期日)
 第一条 この法律中第一条及び第四条並びに附則第二条から附則第五条まで、附則第七条から附則第九条まで及び附則第十二条から附則第十八条までの規定は昭和三十四年六月一日から、第二条及び第三条並びに附則第六条の規定は同年

四月一日から、附則第十条及び附則第十一条の規定は同年五月一日から施行し、この法律による改正後の失業保険法第二十八条及び日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。ただし、第一条中船員保険法第五十八條の改正規定は同年四月一日から、第二条中失業保険法第三十条第一項及び第三十八条の十五第二項の改正規定は同年五月一日から施行し、この法律による改正後の船員保険法第五十八條の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。
 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法による老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の區別に従い、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳(厚生年金保険及び船員保険交渉法昭和二十九年法律第百十七号。以下この条及び次条において「交渉法」という。)附則第七項の規定により同法第十三条中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に関しては、同法附則第七項の規定により読み替えられた年齢)に達するまでの間とする。
 一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三

十五條の規定により計算した額
 二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金この法律による改正後の厚生年金保険法による基本年金額(この基本年金額を計算する場合に、同法第三十四條第二項の規定を適用しないものとする。)と厚生年金保険の被保険者であった期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額から二万四千円を控除した額とを合算した額
 三 その額が交渉法第十三條の規定により計算された老齢年金船員保険の被保険者であった期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であった期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額

2 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を、同法附則第三條及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。
 第三条 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失権し、又は所

在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。)については、次の各号の區別に従い、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。
 一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相当する額(この額が一萬四千八百八十円に満たないときは、一萬四千八百八十円とする。)
 二 その額が、交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額
 三 その額が交渉法第二十六條の規定により計算された遺族年金 二万四千円に平均標準報酬月額額の千分の六に相当する額に二百四十円を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相当する額
 第四条 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額(加給金の額を除く)が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

2 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法による寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金については、その額(加給金又は増額金の額を除く)が、一万円に満た

三

ないときは、これを一万円とする。

3 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

4 前三項の規定は、昭和三十四年六月一日以後において、船員保険法による障害年金、寡婦年金、鰥夫年金若しくは遺児年金又は同法第五十条第二号の規定による遺児年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 昭和三十四年六月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。）については、その額（加給金の額を除く。）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

5 前条 前三条に規定する保険給付のうち昭和三十四年五月以前の月に係る分であつて、同年六月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正後の船員保険法第五十八条第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいておそくとも昭和三十八年三月三十一日まで

に所要の改正が行われるべきものとする。

第七条 この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとす

第八條 昭和三十四年五月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第九條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除
（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 昭和三十四年四月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 日雇労働被保険者に係る昭和三十四年五月一日前の日分の保険料について失業保険法第十七条の二の賃金日額を算定する場合には、その算定方法については、なお従前の例による。

第十一條 この法律による改正後の失業保険法第二十八条第一項及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びにこの法律による改正後の同法第三十条第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日まで

に所要の改正が行われるべきものとする。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 昭和三十四年六月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、昭和三十四年五月の標準報酬月額が一万八千円である者の同年六月から同年九月までの厚生年金保険法による標準報酬については、その者が同年六月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の同法第二十条の規定を適用する。

この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の昭和三十四年六月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬の基礎報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第十三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八条の規定は、都道府県知事がこの法律の施行前にこの法律による改正前の同法同条の規定によつて記録した事項

項についても、適用する。

第十四條 昭和三十四年六月一日において現に厚生年金保険法第三十四条の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同条の規定により計算した額とする。

2 昭和三十四年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が、二万八千三百二十円に満たないときは、これを二万八千三百二十円とする。

3 昭和三十四年四月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従来に加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万四千六百六十円に満たないときは、これを一万四千六百六十円とする。

4 前項の規定は、昭和三十四年六月一日以後において、厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付

付について準用する。

5 昭和三十四年六月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給年金額を除く。）を、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 昭和三十四年六月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額（加給年金額を除く。）が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその基本年金額に相当する額とする。

7 昭和三十四年六月一日において現に厚生年金保険法第二十一条の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第十五條 前条に規定する保険給付のうち昭和三十四年五月以前の月に係る分及び厚生年金保険法によ

る障害手当金であつて、同年六月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十六条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第十七条 昭和三十四年五月以前の月に係る厚生年金保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十八条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二十六条中「千分の五」を「千分の六」に改める。

理由

船員保険、失業保険、日雇労働者健康保険及び厚生年金保険について保険料率及び国庫負担を調整し、これらの保険財政の均衡を図るとともに、給付内容の改善等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田國務大臣 たいいま議題となりました船員保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

政府は、つとに国民生活の改善向上を目ざしまして社会保障施策の推進に

努力して参つたのでありますが、幸い昨年未成立いたしました新国民健康保険法等による国民皆保険も昭和三十六年度には実現の見通しとなり、また近く発足が予想されております国民年金制度の創設を待ちまして、社会保障制度の中核をなしております社会保険の体系も一応形が整うこととなるのであります。これに伴い、今後は既存の社会保険諸施策の内容を充実するとともに、各制度間の調整をはかり、均衡を得た形において社会保障の発展をはからなければならぬと思つております。しかしながら、既存の諸制度は独自の沿革とそれぞれ特殊な事情に基づきながら発展してきたものでありまして、個々の社会保険の適用対象、給付内容、財政状態等には相当の相違がありますので、政府といたしましては、社会保障制度審議会を初め関係各方面の意見を十分拝聴して慎重に検討して参る所存であります。今回特に船員保険法等社会保険に関する四法律の一部改正案を一つの法案として提出いたしましたのは、右に述べました趣旨からさしたつて調整のための一歩を踏み出すという意味合いにおきまして、右の四法律について保険料、国庫負担等の財政面を検討して、とりあえず所要の改正を行うため四法を同時に御審議願うことが適当であらうと考へた次第であります。

この法律案の要旨といたしましては、まず船員保険法の一部改正につきましては、第一に、老齢年金及び職務外死亡の場合の遺族年金の額を増加して給付内容の改善を行つたこととあります。すなわち老齢年金は定額部分二万四千円と報酬比例部分とから

なつておるのでありますが、この報酬比例部分について、現行法では平均標準報酬月額百五十分の一に被保険者であった期間の月数を乗じて算出してありますのを、平均標準報酬月額の千分の八に被保険者であった期間の月数を乗じて算出するように改めることによりまして、實質的には報酬比例部分について二割の増額を行おうとするものであります。これに伴い老齢年金の半額とされておる遺族年金の額も同様に増額いたすこととなります。なお、この年金額の増額は、現在すでに老齢年金等の給付を受けておる者にもこれを及ぼすことといたしてあります。

第二に、保険料率を改定して保険財政の健全化を期したことであります。船員保険の長期給付部門につきましては、厚生年金保険と同様修正積立方式をとっており、本年がちょうど五年ごとの保険料率の再計算の年に當つておりますので、長期給付部門の所要財源について再計算を行いました結果、厚生年金保険における第三種被保険者すなわち坑内夫と同様千分の七を引き上げるとともに、財源に余裕のある疾病給付部門について千分の一、失業保険部門について千分の三の保険料率の引き下げを行うことといたしました。総計において、失業保険の適用を受ける者の保険料率は千分の百六十九、適用を受けない者の保険料率は千分の百五十八となり、それぞれ千分の三あるいは千分の六の保険料率の引き上げとなるわけでありまして、第三に、失業保険部門の給付に関する国庫負担金について所要の改正を行つたこととあります。すなわち失業

保険法と同様船員保険法による失業保険金の支給に要する費用については、現行の三分の一の国庫負担率となつておりますのを四分の一に改めるとともに、收支不足の場合における国庫の補てんについても、失業保険法における同様の措置を講ずることとしたのであります。

なお、今回の改正にかかると船員保険の保険料率及び国庫負担率は、いずれも暫定的なものであります。長期給付部門の保険料率につきましては次の再計算時、失業保険部門の保険料率及び国庫負担率につきましては昭和三十八年三月末日までに再検討いたすことといたしてあります。

次に失業保険法の一部改正につきましては、第一に、保険料率を現行千分の十六から千分の十四に引き下げ、労使双方の負担をそれぞれ千分の一ずつ軽減したこととあります。

第二に、保険給付に要する費用に対する国庫負担の率については、現行の三分の一を四分の一に改めることとし、毎会計年度において、保険収支に不足が生じた場合には、従来の国庫負担率すなわち、三分の一相当額に達するまで国庫が補てんすることとしたこととあります。なお、この場合の保険収支の計算は、一般失業保険と日雇い失業保険ごとに別建として行うこととするのと、一般失業保険においては過去六月分ごとにその保険収支に不足が生じた場合保険料率の引き上げを行ふべきことが義務づけられておりますが、この義務規定を削除することといたしました。

なお、失業保険の国庫負担の割合及び保険料率の改正はいずれも暫定的なものであります。改正後の国庫負担の割合及び保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年までの三年間の收支の実績に照らして検討し、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正の手續をとるべきものといたしてあります。

第三に、日雇い失業保険の保険金の受給要件である待期に関する規定を改正したこととあります。日雇い失業保険の保険金は、通算して六日または継続して四日失業した後の失業日について支給されることとなつており、またこの待期日数は保険収支の状況により増減する制度となつておりますが、これを固定した制度に改めるとともに、その日数を一日短縮して通算五日、継続三日とし受給要件の緩和をはかることといたしました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部改正につきましては、従来の療養給付費及び家族療養費についての国庫負担率四分の一を十分の三に引き上げるとともに、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用についてもこれと同様の国庫負担率に改めたこととあります。これにより實質的には国庫負担額は相当な増額となりますので、收支不均衡の予想される本制度の健全化に資することとなるわけでありまして、最後に厚生年金保険法の一部改正につきましては、第一に、標準報酬の等級区分を最低三千円から最高三万六千円までの二十等級に改め、これにより標準報酬を被保険者の報酬の実態に合わせることにいたしました。

第二に、基本年金額を増額して給付内容の改善を行つたこととあります。現行の基本年金額は定額部分二万

四千万と報酬比例部分とから成つてお
りますが、この報酬比例部分について、
現行法では平均標準報酬月額額の千分の
五に被保険者であった期間の月数を乗
じて算出しておられますのを、平均標準
報酬月額額の千分の六に被保険者であつ
た期間の月数を乗じて算出するよう改
めることによりまして、実質的には報
酬比例部分について二割の増額を行う
とともに、現に老齢年金等の給付を受
けておられる者にもこれと同様給付額を引
き上げることとしたのであります。

第三に、保険料率を引き上げたこと
であります。現行の厚生年金保険の財
政方式はいわゆる修正積立方式をとつ
ており、五年ごとに行われる再計算の
結果に基づき、漸進的に本来の保険料率
に引き上げることとなつておりますが、
ちょうど本年がその再計算の年に
當つておりますので、将来の給付予想
額及びこれに要する財源等について再
計算を行なつた結果に基づきまして、今
回は第一種被保険者すなわち一般男子
及び第四種被保険者すなわち任意継続
被保険者につきましては、現行の保険
料率千分の三十五を千分の三十五に改め
ることにより千分の五を引き上げ、第
三種被保険者すなわち坑内夫につきま
しては、現行の保険料率千分の三十五
を千分の四十二に改めることにより千
分の七を引き上げることとしたのであ
ります。

なお、この保険料率は本年六月一日
から昭和三十九年四月三十日までの暫
定料率でありまして、この間において
行われる再計算の結果に基づき改定され
べきものであります。

以上がこの法律案を提案いたしましたし
た理由並びにその要旨であります。

政府はこの法律案の成立によりまし
て、これら社会保険財政について均衡
のとれた運営が期待できるものと考え
ているのであります。なお、各制度
全般を通じての均衡ある発展をはかる
ため、給付内容、各種年金制度間の通
算調整、費用の負担等に関する基本構
想につきましては、妥当なる結論を得
るよう、今後とも一層検討を続けて参
る所存であります。何とぞ慎重御審議
の上、すみやかに御可決あらんことを
お願いする次第であります。

○大坪委員長代理 以上で説明は終り
ました。
なお、本案についての質疑は後日に
譲ることいたします。

○大坪委員長代理 次に、去る三月四
日参議院より送付され、本委員会に付
託になりました社会福祉事業法の一部
を改正する法律案を議題とし、審査に
入ります。
まずその趣旨の説明を聴取いたしま
す。坂田厚生大臣。

社会福祉事業法の一部を改正する
法律案
社会福祉事業法の一部を改正す
る法律案

社会福祉事業法(昭和二十六年法
律第四十五号)の一部を次のように
改正する。
第二条第二項中第六号を第七号と
し、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 精神薄弱者援護施設(十八歳
以上の精神薄弱者を收容し、こ
れを保護するとともに、その更
生に必要な指導及び訓練を行う
施設をいう。)を経営する事業
附則
(施行期日)
この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。
(印紙税法の一部改正)
2 印紙税法(明治三十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改
正する。
第五条第六号ノ八ノ二中「第六
号」を「第七号」に改める。

精神薄弱者援護施設を経営する事
業を第一種社会福祉事業とする必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

理由
精神薄弱者援護施設を経営する事
業を第一種社会福祉事業とする必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

○坂田厚生大臣 ただいま議題となり
ました社会福祉事業法の一部を改正す
る法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。
この法律案は、精神薄弱者援護施設
を経営する事業を第一種社会福祉事業
に加えることをその内容とするもので
あります。
精神薄弱者福祉施設は、従来児童福
祉法により十八歳未満の精神薄弱児童
を対象とする收容施設及び通園施設を
設置し、その保護と厚生援護を行なつ
てきたのであります。昭和三十四年
度予算案において新たに十八歳以上の
精神薄弱者を対象とする公立施設に対
して国庫補助の道が開かれることとな
り、これを機会に成人の精神薄弱者に
対する福祉施策を強力に推進していく

所存であります。そのためには、す
でに第一種社会福祉事業とされている
精神薄弱児童施設を経営する事業、精神
薄弱児童通園施設を経営する事業と並び
まして、十八歳以上の精神薄弱者を収
容しその保護と更生援護を行う精神薄
弱者援護施設を経営する事業を第一種
社会福祉事業に加え、これを法の規制
のもとに置いて、健全な運営と発展を
はかるための指導、監督及び助成を行
う必要があると考える次第でありま
す。

以上がこの法律案を提出する理由で
あります。何とぞ慎重審議の上、すみ
やかに御可決あらんことをお願いいた
します。
○大坪委員長代理 以上で説明は終り
ました。
なお、本案についての質疑は後日に
譲ることいたします。

○大坪委員長代理 次に、去る十九日
付託になりました医療法の一部を改正
する法律案を議題とし審査に入ります。
まずその趣旨の説明を聴取いたしま
す。坂田厚生大臣。

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百
五号)の一部を次のように改正す
る。
第七条第二項中「前項の許可は、
これを与えないことがある。」を「前
項の規定にかかわらず、第一項の許
可を与えないことができる。」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第
一項の次に次の二項を加える。
2 病院を開設した者、医師及び歯
科医師でない者で診療所を開設し
たもの又は助産婦でない者で助産
所を開設したものが、病床数、病
床の種類(精神病床、伝染病床、
結核病床、らい病床及びその他の
病床の区別をいう。以下同じ)そ
の他省令で定める事項を変更しよ
うとするときも、前項と同様とす
る。

3 都道府県知事は、前二項の許可
の申請があつた場合において、そ
の申請に係る施設の構造設備及び
その有する人員が第二十一条及び
第二十三条の規定に基き省令の定
める要件に適合するときは、前二
項の許可を与えなければならない。
第七条の次に次の一条を加える。
第七條之二 都道府県知事は、次に
掲げる者が病院の開設の許可又は
病院の病床数の増加若しくは病床
の種類の変更の許可の申請をした
場合において、当該申請に係る病
床の種類に応じ、当該地域(当該
申請に係る病院の所在地を含む保
健所の所管区域、その所管区域を
含む二以上の保健所の所管区域又
は当該都道府県の区域をいひ、こ
のうちのいずれの区域によるかは、
当該申請に係る病院及びその周辺
にある既存の病院の機能及び性
格、交通事情等に応じ、省令の定
めるところによる。)における病院
の病床数が省令の定めるところに
より算定したその地域の必要病床
数にすでに達しているか、又は当

め、同項を同条第四項とし、同条第
一項の次に次の二項を加える。
2 病院を開設した者、医師及び歯
科医師でない者で診療所を開設し
たもの又は助産婦でない者で助産
所を開設したものが、病床数、病
床の種類(精神病床、伝染病床、
結核病床、らい病床及びその他の
病床の区別をいう。以下同じ)そ
の他省令で定める事項を変更しよ
うとするときも、前項と同様とす
る。

該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれをこえることになることを認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定に基き設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）の規定に基き設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の規定に基き設立された共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基き設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基き設立された共済組合

六 農林漁業団体職員等共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基き設立された共済組合

七 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基き設立された健康保険組合及びその連合会

八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定に基き設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当つては、省令の定

めるところにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の規定による省令を定めるに当つては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社又は、労働福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加せしめ、若しくは病床の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に關し、厚生大臣に協議しなければならない。その計画を要請しようとするときも、同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七條の二の規定は、この法律の施行前になされた病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係る許可の申請については、適用しない。

理由

医療機関の計画的整備を図るため、公的資格を有する病院の開設等を規制してその地域的偏在を防止する必要がある。これがこの法律案を

提出する理由である。

○坂田國務大臣 たいだいま議閣となりました医療法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

国民皆保険の達成を目前の間控えて、これがための基礎的条件の整備の一環として、医療機関の適正配置が緊急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

急の施策として要望せられておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において無

れが総合的規制を行うことが望ましいのであります。現段階において直ちに私的医療機関の規制をもあわせ行うことは、必ずしも適当でないと考えられますので、この点につきましては近

期設置を予定される医療制度調査会において慎重な討議が行われることを期待し、本法律案においては特別の措置をとることをいたしておけません。な

お国の開設する医療機関につきましても、その新増設等に関し三公社等と同様各主務大臣が厚生大臣に協議するよう閣議決定されております。

本法案による規制を行う場合の地域の選定、地域別必要病床数の算定等の基準は厚生省令で定めることになつておりますが、厚生大臣が右の省令を定めるに當つては医療審議会の意見を聞いてその適正を期せねばならないこととなつております。また、都道府県知事は、病床の新増設等の許可を与えない処分をする場合は、都道府県の医療機関整備審議会の意見を聞かなければならないこととし、その処分の適正化をはかることとしております。

なお、右のはか本法案においては、この法律の施行に伴う必要な経過措置を定めるとともに、病院の開設許可に關する規定の整備等をはかつております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大坪委員長代理 以上で説明は終了しました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○大坪委員長代理 次に、去る十九日付託になりました消費生活協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を聴取いたします。坂田厚生大臣。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のよう

に改正する。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（共済事業規約）

第二十六条の三 組合は、第十条第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」といふ）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關する事項を定めなければならない。

第四十三條第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十六条の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円を超えないことを定める規

約の設定、変更(変更の前後を通じ当該規約がこの要件に該当するものに限り)又は廃止については、この限りでない。

第五十条の次に次の一条を加える。

(責任準備金)

第五十条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第五十三条の二中「前三条」を前四条に改める。

第九十七条第一項中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行っている共済事業に関しては、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六条の三の規定を適用しない。

理由

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため、共済事業に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田国務大臣 ただいま議題となりました消費生活協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の行う共済事業につきましては、最近急激にその発展を見せられておりますので、組合員の利益の保護と共済事業の健全な発展を確保するため、この事業に対する規定を整備することとし、共済事業執行の基本となります点を規約で定めることとするのと同時に、これが規約の設定、変更及び廃止は行政の認可を受けなければならないこととし、共済事業の指導監督を強化いたします。また、この事業の健全な運営をはかる上に最も重要な責任準備金の積み立てを法定化することとしたのであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○大坪委員長代理 以上で説明は終わりました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることにいたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十九分休憩

午後二時十分開議

○園田委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中小企業退職金共済法案を議題とし、審査を進めます。質疑を行います。大原亨君。

○大原委員 前の委員会におきまして五島委員からもお話がございましたが、そのときにいろいろと御答弁が

あったのですが、答弁が不明確でありましたので、その点に関連いたしました。なお御質問いたします。

労働協約や就業規則、それとこの退職金共済の政府案による退職金につきまして、いろいろと競合する場合があります。その点について、この法案を作られた基本的な考え方を、まずお伺いしておきたいと思っております。

○澁谷政府委員 退職金法を作る方法といたしましては、前回もお答え申し上げましたように労働協約による場合、あるいは退職金規定による場合等、方法があるわけがございますが、この法案はその退職金というものをかりに協約で定めた場合に、その退職金をどういう方法で積み立てていくかという一つの方法を作っていくというものが、この法律案のねらいであるわけでありまして、従いましかりに十数万円の退職金を支給するという協約があった場合に、そのうちの五万円をこの法律によってやるという場合も考えられますし、それから協約によって定められた退職金を完全に全部この法律の制度においてやるという場合も考えられます。それは一切労使の話し合いによってきめられるべきものであるというふうに考えております。

○大原委員 第十條第十四条にもございますが、「被共済者がその責に帰すべき事由」という表現が二、三カ所に使っておりますね、その責に帰すべき事由」という場合に、依願退職、本人の都合で退職した場合を全部含んでいられるかどうか。

○澁谷政府委員 第十條の第三項にございませうに「被共済者がその責に帰すべき事由により退職し」という場合は、自己都合によって退職する場合は区別しておるわけでございます。「その責に帰すべき事由」というのは、たとえば事業場内において盗取、横領等の刑事犯があったという場合、あるいは事業場内において賭博、風紀紊乱等の行為によって職場規律を乱して他の労働者に悪影響を与えた、あるいはその経歴を詐称した、あるいはまた正当の理由がなくて長期にわたって無断欠勤したというような、その被共済者の責任に帰すべき事由と思われ得るような場合でございます。そういったような責めに帰すべき事由がなくて、単純に自己の都合によって退職するという場合は明瞭に区別しておるわけでございます。

○大原委員 これは通算のことに関しましてですが、第十四条に、その「責に帰すべき事由」又はその都合によるものでないと労働大臣が認めるときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができると書いてございませう。第十條の場合もそうなんですけれども、本人の都合による場合は第十四条では明らかに除外されるので、それからこれは同一企業でないから、いろいろ何があれでしょうけれども、しかし第十條の場合には自分の都合で退職する場合、それが入っているのですか、入っていないのですか。

○澁谷政府委員 第十四条は掛金の月数の通算の場合でございますが、御承知のように退職金というものは本来同一企業において長期に在職した者に対して

する一つの措置として考えられるべきものでございませう。従って一つ以上の他の企業にわたって通算するということは、退職金の本来の性格から考えまして例外となるわけでございます。従いまして第十四条におきましては、その例外の場合におきましても通算することが適当であると思われ得るような場合に限りまして通算制を認めようという規定でございますので、その通算する場合をいぼる条件として、自己都合の退職の場合と被共済者の責めに帰すべき場合は通算しないという考え方に立っておるわけでございます。これに反しましてこの第十條その他の規定の場合におきましては、そういった例外的の場合にせよる場合と違つてございませうので、自己都合の場合には当然退職金の給付の資格者になるわけでございます。

○大原委員 ちょっと角度を変えてお尋ねするのですが、たとえば同一企業内で共済契約をやる場合に、この法案によりまして、事業主が従業員のだれとだれには適用するが、だれには積み立てはしない、あるいは金額につきましてもだれには何口やるが、これには一口しかやらない、こういうふうな事業主との共済契約において事業主の一方的な意思によってきまるようになっていられる。この問題は労働協約とかあるいは就業規則の精神に反するんじゃないですか。

○澁谷政府委員 第二十五条におきまして、そういふ場合のために考慮いたしまして、不利益取扱いの禁止に関する規定を設けておるわけでございます。すなわち、中小企業者は、退職金共済契約に関し、従業員に対して不当

な差別的取扱をしてはならない。」という規定を設けてあるわけでございますが、これは民間で現在行われております退職金の実情を見ましても、比較的長期にわたるものについては厚くかけてやるというような差別のあるのが通例でございます。そういう場合は不利益取扱いはならないというふうに考えておるわけでございます。しかしながらその従業員が労働組合運動をやっておるからかけないということとは明瞭に第二十五条の違反になりますし、それと同時に当然労働組合法上の不当労働行為になるわけでございます。従いまして原則として同一職場において働いておる場合に、正当な理由なくして不利益の差別待遇をしてはならないというふうな第二十五条で規定しておるわけでございます。

○大原委員 この法の趣旨は同一職場における従業員は差別待遇をしてはならぬという原則の上に立って、そして全員加盟させる、これは法の趣旨であつて、罰則適用の一つの判断の基準になるのですか。

○濹谷政府委員 全員加入の問題は、強制加入の建前を採用するかどうかという問題と関連する問題でございます。私どもがこの法案の立案に当りまして、その点についてもいろいろな角度から検討いたしましたわけでございますが、強制適用制度を採用いたしませんで、任意適用という建前に踏み切りましたのは、御承知のように現在各種の社会保険制度におきましても、五人未満については強制適用の制度を採用いたしておりません。これはなかなか採用しにくいという事情があるからそういうふうになつておるわけでございます。

す。この法案におきましては、御承知のようにその適用対象事業場は五人未満というふうなきわめて零細な事業場も、むしろそこに重点を置いて考へておるわけでございますので、この法案の実施を考へました場合に強制適用という建前をとるとは非常に困難であり、かつ無理があるという考へ方、判断に立ちまして、任意適用という建前に立つたわけでございます。それで任意適用という問題があるわけでありすが、これは言うまでもなく、この退職金制度というものは比較的長期にわたつて同一事業場に在職した者に対する制度であるわけでございます。ところで実際の職場で働いておる人の実情を見ますと、老齢になりまして、もう一、二年で退職するという者もござい

ますし、あるいはまた女子等に多く見られるように結婚までの一、二年間働こうという者も相当あるわけでございます。そういう本来比較的長期の退職者を対象とする退職金制度から考へまして、この制度に本来なじまない、こういう短期就職者あるいは老齢者というふうなものを一括して加入せるということは実益も少うございまして、あるいはまた制度の運用上適当でないのではないかという判断に立ちまして、この原案のような考へ方に立つたわけでございます。

○大原委員 実益の問題、法案の内容がインテキといわぬけれども、非常に貧弱だ、そういうことのために、裏がえせば一般的な包括的な運用をいたしましても意味がないというふうな答弁でありますけれども、これはあとで一つその問題を集中的に御質問いたしますけれども、ただ今のお話の中で、

三十人未満の商業あるいは百人未満の工業というのがありますね、これは五人未満については当然私どもは社会保険制度をこれ以前に、前提として、まづ順序としてやるべきであつて順序を誤らして、そういう考へ方でありまして、しかも三十人あるいは百人というふうな限界点を設けておられるわけですが、しかもその中で事業主が口数においてもあるいは人間の対象においても自由選択できるように考へようという制度を設けたらして、しかも国が補助を出して、そういうふうなことは労働協約や就業規則の趣旨からは反しておるのじゃないですか、これは労働大臣にお尋ねしたい。

○倉石国務大臣 五人未満の事業所に對してはかの保険等がやっておりますことは今官房長が申し上げた通りであります。私どもはやはり社会保険は社会保険として別な目的を持つておると思ひます。しかしながら中小企業に働く、ことにサービス業等で三十人未満、それから工業で百人未満、そういうところに働いておられる人々にやはり働くためにも、先行きの楽しみを持たす、同時にまた永続して勤務をしてみようという人々に将来楽しみを持ちながら働いてもらおうということのために、やはり現在任意で百あまりやっておるようでありすが、あ

あいうものをやはり政府がしっかりした骨を入れて、それに信頼のできる機関を設けて退職制度を設けてあげるといふことは零細な中小企業及びそれに従業する人々双方に非常に利益になることだ、こういう考へでやっておることであります。

○大原委員 今の労働大臣の答弁は非常に政治的な答弁で、非常に不確実です。今の官房長の御答弁の中で、非常に聞き捨てがたい点があるのですが、それは中小企業に勤めておる場合には年寄りとか、婦女子なんかはやらぬでもいいという趣旨ですね。婦人労働者に對してはやらぬでもないという趣旨ですね。あなたは二つあげられたけれども、そういう立法の趣旨ですか。

○濹谷政府委員 私の言葉の足らぬ点があつたかと思ひますが、私が申しておるのは、老人とか女子に對してこの制度を適用する必要がないということをお申上げたわけはございませぬ。先ほども申し上げましたように、退職金というものはいまでもなくある程度の期間にわたつて在職した者に対する制度でございまして、本来短期しか予定しておらないというものについて、制度として本来なじまない、それからもう一つ言葉が足らなかつたのでございませぬが、この法案におきましては退職金のカーブを引いておるわけはございませぬが、この法案におきましては大体四年において掛金の元金、それから五年半で掛金の元利合計に達するように退職金のカーブを引いておるわけでございます。従いまして二年とか三年でやめる場合には掛金の元金よりも低い退職金しか支給しないという建前をとつておりますので、そういう一年あるいは二年というふうな短期で退職する人につきましても、むしろこの制度に入つても実益が少ないのではな

いかということをお申上げたのでございませぬ。

○大原委員 中小企業の零細加工工業その他にいたしましたも、工業にいたしましては、商店とかあるいは旅館等のサービス業にいたしまして、日本では、半失業者がそこに入つてゐるから、職業的にそういう層が実に多いわけですが、そういう人々の仕合せを考へる——サービス業なんかはほとんど女子あるいはそういう人々です。この法案の趣旨は、そういう人々の立場を保護するという趣旨じゃないんです。大臣が趣旨説明で話をされたこととは逆なんです。目の当らぬところとか気の毒な人にはきめのこまかい、行き届いた施策をやるといふて、なかなか宣伝しながら老人とか婦人なんかについては、こんなものはほととくん

だという意見じゃないですか。

○濹谷政府委員 繰り返してお答えいたしますが、本来比較的長期に在職する者に対する制度である退職金制度という建前からいいますと、あらかじめ一年とか半年、あるいは一年半というふうな短期間しか在職しないということがわかつておるものにつきましては、本来退職金制度にはなじまないんだ、その例をいたしまして、もう退職が目前に迫つておる老人、あるいは引用が悪いかもしませんが、われわれの周囲においてもしばしば見受けられますように、学校を出て嫁に行くまで一年あるいは二年程度勤めよう、初めからそういう期間を限定して就職するよ

うなものは、この制度にはなじまないというものを申上げておるわけでございます。私どものねらいは、大臣がしばしば申し上げておりますように、日の当らない中小、零細企業に働く人々に対して、あたたかい手を差し伸べてやろうということであることは、言う

ましても、商店とかあるいは旅館等のサービス業にいたしまして、日本では、半失業者がそこに入つてゐるから、職業的にそういう層が実に多いわけですが、そういう人々の仕合せを考へる——サービス業なんかはほとんど女子あるいはそういう人々です。この法案の趣旨は、そういう人々の立場を保護するという趣旨じゃないんです。大臣が趣旨説明で話をされたこととは逆なんです。目の当らぬところとか気の毒な人にはきめのこまかい、行き届いた施策をやるといふて、なかなか宣伝しながら老人とか婦人なんかについては、こんなものはほととくん

だという意見じゃないですか。

○濹谷政府委員 繰り返してお答えいたしますが、本来比較的長期に在職する者に対する制度である退職金制度という建前からいいますと、あらかじめ一年とか半年、あるいは一年半というふうな短期間しか在職しないということがわかつておるものにつきましては、本来退職金制度にはなじまないんだ、その例をいたしまして、もう退職が目前に迫つておる老人、あるいは引用が悪いかもしませんが、われわれの周囲においてもしばしば見受けられますように、学校を出て嫁に行くまで一年あるいは二年程度勤めよう、初めからそういう期間を限定して就職するよ

うなものは、この制度にはなじまないというものを申上げておるわけでございます。私どものねらいは、大臣がしばしば申し上げておりますように、日の当らない中小、零細企業に働く人々に対して、あたたかい手を差し伸べてやろうということであることは、言う

までもないのでございまして、ただいま先生が御指摘なさいましたように、サービス業等におきましては、女子の従業員が非常に多いわけでございまして。そういったあらかじめ期間を限って就職するような人でなしに、五年、十年、あるいはそれ以上長きにわたってそういう職場で働いていこうという人々は、当然この制度の本来の対象として考えておるわけでございまして、この制度の実施によってそういう人々が安心して、少しでも長くその職場で安定して働ける、こういった条件を作りたいたというのがこの法案のねらいであるわけでございまして。

○大原委員 三十人未満の商業の中で婦人労働者が占めている率をお話し願いたい。

○澁谷政府委員 ただいま調べましてお答え申し上げます。

○大原委員 それじゃ、立法者の趣旨としましては、東京電力なんか、結婚したら六カ月後にはやめいと云ったのですが、その趣旨に賛成なんですか。

○澁谷政府委員 私どもはもろんそいうことは考えておりません。

○大原委員 なじまない、そういう条件の人について、それは主として対象じゃないというのですが、そういう人をなじませるのが法律ではないですか。内容においても私は大問題があると思うのですけれども、そうではないのですか。

○澁谷政府委員 繰り返すしになります、たとえの引き方があるいは適当でないかもしれないませんが、たとえば一年たつて結婚する、一年間ある場所であつたというふうな人につきましては、この退職金という制度になじませ

いということをお願いしているわけではございません。それからもう一つ、繰り返すしになります、この法案の退職金カーブにおきましても、一年未満のものにつきましては退職金を支給しないという建前をとつておる。また、民間で任意積み立ててやっております百三十七団体の実例を見ましても、大体の団体にございましては、二年以内の在職者に対しては退職金を支給しないという建前をとつておるのが通例でございまして。そういったことを申し上げているのであります、女子に対してこういった制度を適用すべきでないというふうな考え方は全く持っておりません。

○大原委員 ちょっと資料が出るまで何ですが、実際には非常に短期間しか就職しないのだ、そういうことを想定して、従業員の中で差別扱いをする立法をして、一部の営業政策、事業政策の上から考えてみて、やつた方が都合がよいという人に対してこれを制限加盟にしておきまして、それに対して国の補助をやっていく、こういうシステム、これは法案の実益の問題とも関連し、内容とも関連いたします非常に重大な問題があると思うのですけれども、こういうことは、労働協約とかあるいは就業規則その他そういう労働条件の一番大切な問題に対する労働者の権利を制限するではないですか。労働大臣、どうですか。

○倉石国務大臣 趣旨は官房長が申し上げておりますような趣旨でありまして、やはりそういうサービス業でいけば、三十人未満のようなところに働いておられる人々も、安定した立場であ

る。大原さんも御存じのように、たとえば、この近くにあります料理屋などへ行つてみましても、六年も七年も働いておつた女中さんがやめるときに、よくやってくれたということで五千元くらいなものをやつておるといふような話を、聞いておる人々からしばしば聞くのであります。そういうことでは困るのであります。従つて、ある程度長期に働いておる人がおやめになるときは一定の退職金ももらえらるというふうな安定した、しかも将来に楽しみを持つて働いてもらふというふうにしてあげることが、そこに働いておる労働者の保護にもなりますし、また事業を経営されておる人々も安心してともに仕事をやつてもらえる、そういうことを助成することが必要である。しかしながら、きわめて短期に結婚までの間他人の飯を食つて社会の勉強をしようといったような限られた女性たち、この人々にかかり退職金というふうなものをお考へる場合には、御承知のように、われわれがどのように計算いたしましたも、やはり長期に働かれた人々にある程度の金額に達するもの、しかも一〇%の国庫補助をすらすら出して退職金を支給するというカーブをとつてみますと、上の方がずっと低くなつてしまふ。これはいたし方のないことではあります。そこで、今まで社会通念としてはこの辺のところはよからうというふうなことで五年以上ということ

が言い出されておるので、これは比較的社会的常識的なことではないか。しかし、きわめて短期に働かれる人々を、そういうものはどうでもよい、こういうことを言つておるのではありませんが、少くとも事業団という

ものを設けて、永続して働いた人々にそれだけ多く退職金をやりたい、これは一般の社会通念でありますから、そういうふうな期待を裏切らないようにするためには、やはり長期に積み立てをして、それを運営して、その利子等も計算をしてあの程度のカーブを作つてみたわけでありまして。私どもの趣旨は今申し上げましたようなことで、比較的長期に働いてくれる零細企業の人々に対する退職金という制度は、みんなが期待しておることであるから、その常識的なカーブというものをとつてみるときは、やはり一定限度動めた人々からだんだんに上昇カーブを作つていくというふうな退職金のあり方が一番妥当ではないか、こういうのが政府が本案を策定いたしました精神であります。

○大原委員 私の質問にお答えいただきなかつたのですが、私が申し上げておるのはこういう趣旨なんですか。つまり権利としてこれを保障しておかないと、こういう問題についてはどこかにしわ寄せがくるのです。従来員に対しておいて、こつちで退職金の積み立てをやつていくとか、そういう経営政策に一方的に使われましたり、どこかにしわ寄せがくるのです。ですから、そういうシステム自体というものが、非常に大きな労働協約とか就業規則の、そういう労働者保護の立法の趣旨からいって反しておるのじゃないか。こういうことを私は申し上げておるのです。実際問題としてそこで矛盾を起すのじゃないか、そういう点については私は言つておるのです。たとえばこれは罰則がない、いわゆる従業員に対して公平にや

らなければならぬというふうには、たゞ重ねて言葉ではいっているけれども、それは一つの倫理規定であつて、何らこれには拘束性や罰則はない。そういう底が抜けている法案を作りましても、趣旨はいいかもしれませんが、実際に上従業員的生活を安定させて、雇用に安定させるといふことはおよそ縁遠いんじゃないか。罰則の点を含めてお話を願いたいと思ひます。

○澁谷政府委員 ただいまお尋ねの点でございまして、労働者の労働条件におきましては、労働者の労働条件の最も基本となり得る賃金、労働時間につきまして均等待遇の条項がございまして、すなわち「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」という規定がございまして。御承知のように労働基準法におきましては、労働者の最低条件を確保せよと云う建前から、相当きびしい罰則を設けておるわけでございまして、この第三条については罰則がないわけではあります。この第三条の二項の差別待遇禁止の取扱いについては罰則を設けないというものは、ある程度首肯できることではないかと、さう考へておるわけではございません。

それから先ほど大原委員から御質問のございました百人未満の事業場における男女別の構成比の点でございまして、三十年の七月の地域別等就業調査によりまして、三十人から九十九人の規模におきましては男が六九・四%、女が三〇・六%となつております。そ

れから十人から二十九人につきましては男が六八・八%、女が三一・二%、五人から九人の規模におきましては男が六五・一%、女が三四・九%、こういふことになっております。

○大原委員 それではもう一回あらためてお尋ねするのですが、十人未満あるいは三十人未満の工業、商業のそういう対象労働者に対する法の適用については、婦人や老人について、これは当然入らないうとすることを予想しておるのではなくて、全部に適用する、こういう建前の法律だと考えてよろしいですか。

○澁谷政府委員 私どもといたしましては、当然一つの事業場において、こういう制度に入る場合に、正当の理由がなくして差別待遇するということは望ましいことではございませんので、当然その従業員全部が加入することが望ましいというふうな考えでおるわけでございます。

○大原委員 それでは法律の建前といたしまして、たとえば任意包括制というふうな法の建前をもって、たとえ普通の退職金の規定では大きな事業場に対しても、除外例はあるわけですけれども、そういう任意包括制というふうな、法律のその条文だけに關しましては、あなたがいわれる内容についてははっきりとそういう立法をすることが当然だと思ふけれども、それをとらなかつた理由はどういうことですか。

○澁谷政府委員 現在の各種社会保険の法律におきましては、御承知のように強制適用ということを前提といたしまして、強制適用が実施しにくい零細な事業場については、これに準ずる制

度として、任意包括制度というものを採用いたしておるわけでございます。

この法案におきましては、この法案を立案する前に、御承知のような各界の代表の十五人の委員の方に委嘱いたしまして、全般についていろいろと御検討をいただいたわけでございますが、その際に、強制適用あるいは任意包括制度というものの採用につきましても、種々検討をいただいたわけでございます。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、最も肝要であるところの各種社会保険制度において強制適用が実行されにくいという現状において、この制度をいかに強制適用とすることは実行上無理があるという結論であつたわけでございます。従いまして、任意包括の制度におきましては、やはり強制適用ということを前提といたしまして、これに準ずるような考え方をとらなかつたわけでございます。

○大原委員 それではちょっと御点を變えましてお尋ねするのですが、やはり労働条件でございますので、支払い能力にももちろん制限を受ける關係からもうなると思ふのですけれども、賃金について最低賃金制を実施するということが、この問題についてはむしろ前提であつて、そうしないと、食える賃金を保障しておかないと、できるだけ賃金で生活を保障するという建前です。今度は一方向においては退職共済というふうなものを、中味は後に指摘するよういろいろな問題のある、

そういう問題を出していきますと、やはり賃金の方にしわ寄せがくると思ふのです。従つてそういう点から、そういう制度を前提としてそういう問題を論議した場合に、初めて実益のある、安定する——実益があるということに安定する法律の体系となり得るのじやないか。この点については労働大臣のお考えを承わりたい。

○倉石國務大臣 お説の通りに、賃金というものはやはり労働条件の一つであります。また本制度も一種の労働条件であります。そこで別な観点に立つて賃金だけのことを考えますと、やはり最低賃金というものは、ほかの角度から考えても必要である。従つて政府は最低賃金法を提出いたして、できるだけ各業界において最低賃金制度というものをできるだけすみやかに各方面に実施していただくことをわれわれは大いに期待しておるわけでありませう。従つて退職制度があるから、賃金についてはそういうものを加味して低賃金で人を雇い入れるというふうなことは、われわれの最も反対しなければならぬ事柄でありまして、やはり退職金のあるなしにかかわらず、最低賃金制というものはぜひ促進して参りたい、こういうふうな考えでおります。

○大原委員 言葉としてはちよつと整つたようなんですけれども、しかし政府の最低賃金制というあの方式でやりましたら、私の計算では、ちびりちびり条件を整えたら五百何十年かかかる。しかもその内容が業者間協定を中心としたものであることは間違いない。最低賃金の方は、そういうふうな業者を中心としたものであつて、しか

も退職金法案というのが業者の経営上の観点から、こういう点が主となつておると思ふ。そういう問題については、趣旨だけがよくても実益がないものになるのじやないか。こういう点においては、実のある最低賃金を逐次実施していく。あるいは政府の方でいろいろ御見解を持っておられると思ふのですけれども、私どもの考えでは、この政府案の最低賃金というのは、非常にこれは最低賃金の生活保障の趣旨に合わないと思ふのだが、しかし、少くとも最低賃金をやつていこうとするところのそういう事業場において、この問題について、政府が一つのそういう総合施策を進める上においてやるというのなら趣旨が合うけれども、こつちはやつておいて、こつちは実がない。最低賃金は……こつちについても、非常に中途半端なものであつて、しかも実際の勤務の実態と、そして給付の実際とが合わない。こういうふうなことであれば、やはり年寄りとか、あるいは婦人とか零細な五人未満の、そういう非常に救済の手を伸べなければならぬような事業場が放擲される結果になるのじやないか。特に今の五人未満の事業場等において放擲される結果になるのじやないか、こういうふうな思ふわけですけれども、これはまたあらためてあとで御質問いたすおつもりです。

○大原委員 今回の問題について御質問したいと思ふのですが、これは労働大臣に御質問したいと思ふのです。

今、官房長が御答弁になりましたように、中小企業の平均勤続年数は非常に短かいわけなんです。三年平均というふうに通常言われている。つまり、三年未満の人が四九・四%もあるというの

いかに、そういう点について、今官房長は御答弁になりましたけれども、そういう足りない点を社会保険の問題について、これを完全なものにして、そういう点を先行すべく、そういう条件の上に立つてやるべきじやないか、そういう点について、労働大臣の御意見を伺お尋ねします。

○倉石國務大臣 社会保険ができるだけ多くの人に均霑できるようにしたい、これはもう、およそ政治の心がける者の理想であると存じます。しかしながら、実際に五人未満の事業場で、先年改めていただきました失業保険等を見ましても、やはりあつたやうなやり方が現在においては実情に合う、これはもう大原さんもよくおわかりの通りでございます。それからまた労働保険等でも、やはり特に危険だと思はれるようなものに対しては強制加入の制度もとつていく、従つて事務的には非常に大きな組織が必要になるかもしれませんが、やはりなるべく多くの人々に社会保険が均霑し得るよう努力をしなければならぬ、この御趣意についてはわれわれは賛成でありまして、できるだけそういう方向に政府は努力をすべきであると思つております。

○大原委員 今回の問題について御質問したいと思ふのですが、これは労働大臣に御質問したいと思ふのです。

今、官房長が御答弁になりましたように、中小企業の平均勤続年数は非常に短かいわけなんです。三年平均というふうに通常言われている。つまり、三年未満の人が四九・四%もあるというの

です。そういったしますと、この政府のシステムによりましたら、一年まではかけ捨ててすけれども、四年までは元金は足りない金額、それから六年未満は銀行の積立預金、定期預金等に足りない金額、七年から五割の国庫補助がある。大臣は一〇%の補助、一〇%の補助と言われるが、これは十年以上であることは御承知の通りであります。実態は、そういう勤続年数の実態というか、生活の実態から出ておるのです。安定性がないということも一つの生活の実態です。そういう実態から出ておりました、しかも法案の内容というものは、権利として保障しているのだ、それを妨げておるのじゃないといながら、実際上労働条件に対して支払う金の中で退職積立の方へ回した。そういう中におきまして、しかもそういうふうな勤続の実態とは離れておるわけです。三年未満が実態だ。女子だったら一年平均というのが三十人未満の商業事業場等の実態だ、しかもこの法案の内容というものは、そういうふうな勤続の実態を踏まえても、それでもらう金は銀行へ定期預金をしたよりも少い、こういうことについては、私もはいろいろこの間も公聴会のときに話したのですけれども、他方へ行つて、商店の人とか旅館の人なんか聞いてみたら、そういうことはわかかって、実際に商工会議所その他からも出ておるけれども、これはあまり実益がないのじゃないか、そういう点について、実益のない法律だと思つて、労働大臣はどうお考えになりますか。

法律の目的の大きな一つのねらいは、やはり中小零細企業が安定して、一定の労働の供給を受けて、その経営が成り立つていくように、それがまた成り立たなければ、どんないい制度を設けようとしても、やはり賃金も払えなければ、退職積立も不可能である。従つて比較的長期に、そしてよい労働を安定した形で供給を受けて、その零細企業が維持できていくことが必要であります。従つて今この法案を出します前に、自主的に百余年やっておるものを見ましても、やはり一定の年限以上の勤続者に退職金を支給する、これは日本の常識であります。一年かそこらでおやめになる人に退職金というのは、よほど何かの好意を持ち、そういう立場でやられるものは別でありますが、(公務員は一年でやっておるじゃないか)と呼ぶ者あり)そこで、私はやはりこの法律が目的としておるところは、比較的長期に安定した労働の提供を受けて零細企業が存続していくということが前提でありますから、やはり長期に勤めた者に対しては、それだけよけいに多くのものを支給できるという、やはり一定のカーブをとつて、これを楽しみに働いていただくことが従つて現在の段階において、中小企業の退職金制度を考慮する場合においては、まず政府案の程度のカーブがきつめて妥当なものではないか、こういうふうな理解いたしておるわけでございます。

○大原委員 労働大臣、こういうことなんです。実際には従業員の勤続年数は半分が三年未満である。その人に対して退職金の積立金はやはりやるのです。やっていくのです。やっていくと、やはり全体としては、中小企業というものは非常に狭い視野の範囲で経営をいたしておりますから、こつちを減らしてこつちへと、いろいろ操作することになる。実際には勤続年数はそういうふうな短かいので、元を取れるのは大体七年くらいになりまして、そういう元が取れるような案を作つておきまして、それで退職金だけを制度として設けて共済するのだといったって、実際はそういう実態に即さないのではないかと。趣旨はいいけれども、実態に即さないような法律を作つたのではないかと。そういう点を言つておるのです。それはカーブがでるのはいいのです。国家公務員は一カ年やれば、地方公務員だつて大体一カ月分くらいは退職金があるわけなんです。しかもはつきり受益者が労働者だというふうな法の趣旨にありながら、そういう法の体系においてやっておきながら実際には、そういうふうな掛金をかけましても、そういう勤務の実態から非常にかけ離れたような劣悪な条件の、そういう法案を作られたのでは、これは私は作られたあとにおいて大問題になるんじゃないか、そう思うのですが、官房長どうですか。

○澁谷政府委員 御指摘のように、この法律案におきまして掛金の元金に達するのが四年、元利合計に達するのが五年半、それから国庫補助金がつくのが七年以降五割、十年以降一〇%というのが原案でございます。これは確かに御指摘のように中小企業の勤続年数の実態から見ますと若干食い違いがあるように私どもも感じております。そこで私どもの統計から見ますと、百人未満の事業場における平均勤続年数が約四年になっておるわけでございます。そこでこの退職金制度が任意適用でございますので、先ほど来から申し上げておりますように、初めから短期しか就職しないというようなものが除外されていくというような点を考えますと、大体平均勤続年数は五年程度になるのではないかと、いふふうに見ておるわけでございます。そこで労働者としましては、当初原案におきましては五年以降から国庫補助をつけるというふうな考へて、大蔵省ともそれは教回にわたつて折衝をいたしたのでございしますが、こういつた任意適用の制度にこの中でもございしますので、労働省の主張がなかなか通りにかつたわけでございます。そこで結論としまして、七年以降、十年以降ということでは落ちついたわけでございますが、この点は確かに先生御指摘のように若干実情と食い違つておる点もございしますので、漸次この点はできるだけすみやかにこゝういつた実情に合うように改善して参りたいというふうな考へておるわけでございます。

○大原委員 時間がだいぶ迫りましたけれども、もう一つだけ伺ひました。あとで御答弁を分析をいたしましてまた聞きたい。

○澁谷政府委員 この点につきまして、前回の委員会において大臣からもお答え申し上げたのでございしますが、事業団において行つた仕事は、御承知のように退職金を定められた別表に従つて支給するといふ定型的な業務であるわけでございます。従つて厳密な意味においての運営審議会というものの必要がないのではないかと、いふ考へ方に立って、原案には載つておらないわけでございますが、先般国会を通過いたしましたして実施いたしております労働福祉事業団の例にもございしますように、実際上の措置といたしまして労働、公益の関係者から参予というふうな形式において参加していくように運用して参りたいと考へておるわけでございます。

○大原委員 十条の三項には、自己の責めに帰すべき事由により退職したときに減額されるということがあるんだが、その判定については何ら労働者に発言権がないのです。一つだけ取り上げたつてそういうことがつかれるのです。だから制度上労働者に対して発言権が保障されない、既得権を剝奪するような、労使対等の原則に反するようなものは絶対に承服することはできません。一応これでやめておきます。

○園田委員長 次会は明二十六日午前十時より開会することにして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

昭和三十四年三月二十七日印刷

昭和三十四年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局